

# 広域行政 ニュースレター

第11号 2003.6

発行 福島県総務部市町村領域広域行政グループ  
〒960-8670 福島市杉妻町 2-16  
URL <http://www.pref.fukushima.jp/kouiki/>  
E-mail [kouiki\\_gyousei@pref.fukushima.jp](mailto:kouiki_gyousei@pref.fukushima.jp)  
電話 024(521)7058 Fax 024(521)7904



## 今月のメニュー

特集1 第27次地方制度調査会が「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」  
をとりまとめました

特集2 総務大臣が経済財政諮問会議に「片山プラン」を提出

特集3 片山総務大臣を迎えて「地方自治講演会」を開催！！

Q&A 「3万市特例が延長？」

連載 今月の合併情報「地方税に関する特例」

広域行政に関する最近の動き(平成15年7月4日現在)

県内各地域における市町村合併についての検討組織の設置状況



## 特集1 第27次地方制度調査会が「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」を取りまとめました

平成15年4月30日、第27次地方制度調査会が「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」をとりまとめました。これは、平成13年11月に小泉内閣総理大臣から「社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度の構造改革」について諮問を受け、これまで行ってきた調査・審議を取りまとめたものです。なお、最終報告は今年の11月に提出される見通しです。

### ～「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」(概要)～

#### 第1 基礎的自治体のあり方

##### 地方分権時代の基礎的自治体

基礎的自治体の規模・能力はさらに充実強化することが望ましく、これに対しては国として積極的な事務や権限の移譲を進めるべきであり、可能な限り基礎的自治体が住民に身近な事務を処理することができるようにしていくべきである。

平成17年3月の合併特例法の期限までにできるかぎり、自主的な合併の成果があがることが必要で、国及び都道府県としても、さらにさまざまな方策を展開し、自主的に合併が進展するように取組を進めていくことが肝要。

国・地方ともに厳しい財政事業の中、市町村の規模等に  
対応して行われてきた各種の財政措置等についても見直し  
を図ることが避けられない状況にある。

##### 平成17年4月以降の合併推進の手法

現行の合併特例法の失効(平成17年3月31日)後は、  
新しい法律を制定し、一定期間さらに自主的な合併を促す  
こととし、この法律は、合併に関する障害を除去するため  
の特例を中心に定め、現行法のような財政支援措置はとら  
ない。

現行の合併特例法は延長しないことを前提に、平成17  
年3月31日までに関係市町村が市町村の議会の議決を経  
て都道府県知事への合併の申請を終えたものは、合併特例  
法の財政支援等を引き続き適用する経過規定を置く。

自主的な合併についての目標を明確にするため、法律上  
人口規模の要件を示すべきであるという意見がある一方、  
法律上これを示すことについては慎重な意見も存在。

## 包括的な基礎的自治体の形成と地域自治組織制度の導入

合併後、総じて規模が大きくなる基礎的自治体内において住民自治を強化する観点から、合併前の旧市町村の単位を基本として、基礎的自治体の事務のうち地域共同的な事務を処理するため、地域自治組織を設けることができることとする制度を創設。

市町村は、その自主的な判断により、旧市町村を単位とする基礎的自治体内の地域自治組織を設置できる。都道府県知事も、一定の場合に、小規模な市町村等を対象として地域自治組織を設置すべきことを勧告することができる。

さらに、合併できなかつた市町村は、地域自治組織になることを都道府県に自ら申請ことができ、その場合には都道府県知事が関係市町村の意見を聴き、当該都道府県議会の議決を経て、当該市町村がいずれかの基礎的自治体を形成する地域自治組織となることについて決定し得る仕組みを検討する。

広域連合等による新たな広域行政の推進方策についても、検討。

### 事務配分特例方式の検討

基礎的自治体に法令上義務付けられた事務についてはその一部のみを処理し、都道府県にそれ以外の事務の処理を義務付ける特例的団体の制度の導入について引き続き検討する必要。

### 基礎的自治体における住民自治充実のための新しい仕組み

地域自治組織は、当面、合併後の市町村において、合併前の旧市町村単位に地域自治組織を導入する途を開くもので、行政区的なタイプ（法人格を有しない）と特別地方公共団体とするタイプ（法人格を有する）の2つのいずれかを選択できる。

行政区的なタイプにおいては、基礎的自治体の一部として事務を分掌し、地域自治組織の長と諮問機関（附属機関）としての地域審議会からなる。

特別地方公共団体とするタイプにおいては、地域共同的な事務を処理するものとし、基礎的自治体の補助機関を兼ねて法令により基礎的自治体に処理が義務付けられた事務を地域自治組織において処理することを検討。地域自治組織（特別地方公共団体タイプ）の議決機関の構成員は公選とし、執行機関は地域自治組織の議決機関の互選又は基礎的自治体の長による選任等とすることを検討。

## 第2 大都市のあり方

指定都市については、現行の指定都市制度の大枠の中で、さらなる権限の移譲を行い、その権能を強化するという方向を目指すべきである。指定都市の行政区が相当程度自主的に事務処理ができるよう、地域内分権を図るという観点から、指定都市の行政区の権限を強める方向で検討がなされるべきであり、その一方策として、現在の行政区の単位に地域自治組織を導入することを含め、検討する必要。

## 第3 都道府県のあり方

都道府県合併については、地方分権の観点から、都道府県が自主的に合併する途を開く道すじについて検討すべきであり、国の法律により定めるという方式、すなわち各都道府県の発意により合併手続に入ることができない現行の地方自治法の定めについては、これを見直す必要。

道州制の導入は、国の機能を住民により身近な地域政府に移譲するとともに、今後さらに加速されると見込まれる経済活動の広域化に対応したインフラの高度化や産業の活性化をより効果的に行っていくという意義があるが、他方、道州制は、我が国の国・地方を通ずる行政体制の根幹にかかわる問題であることから、今後、そのあり方について幅広く論議を行い、国民的なコンセンサスの形成といったことも含めて検討を進めるべき。

### 参考

第27次地方制度調査会審議事項  
基礎的自治体のあり方について  
大都市のあり方について  
都道府県のあり方について  
地方税財政のあり方について

## 特集2 総務大臣が経済諮問会議に「片山プラン」を提出

平成15年5月8日、片山総務大臣が経済財政諮問会議に「市町村合併促進プラン」(いわゆる「片山プラン」)を提出しました。

### ～ 市町村合併促進プラン ～

#### 1 個別地域に対する重点的な取組の展開

##### 総務省としての積極的な取組

###### ア 総務省・市町村合併推進本部の改組・拡充

- ・ 現行の総務省・市町村合併推進本部の本部長を、総務事務次官から総務副大臣に改組。
- ・ 「市町村合併相談センター」を総務省・市町村合併推進本部内に新設。センター内に相談員を設置。
- ・ 政府・市町村合併支援本部との連携を一層強化。
- ・ 市町村合併の検討が特に要請される個別具体の地域について、都道府県の要請に応じて、当該地域の市町村長、住民等との直接対話による助言を実施。
- ・ 全国の市町村合併の状況等について積極的に情報提供・広報を展開。

###### イ ブロック別シンポジウムの開催

- ・ 市町村合併の検討が特に要請される地域を中心に、政府・市町村合併支援本部員、学識経験者等による住民対話も含んだ形式でのシンポジウムをブロック毎に開催。

###### ウ 合併協議会連絡会議の開催

- ・ 法定協議会、任意協議会の会長等の参加による「合併協議会連絡会議」を開催し、市町村合併を検討する市町村間の横のつながりにより合併を促進。

##### 都道府県の積極的な取組の要請

###### ア 「市町村の合併パターン」のフォローアップの実施

- ・ 平成11年8月の指針により都道府県において作成した「市町村の合併の推進についての要綱」の「市町村の合併パターン」について、市町村合併の推進状況等を踏まえたフォローアップの実施を要請。

###### イ 合併重点支援地域の指定の拡大

- ・ 上記アを基に、既に任意協議会が設置されている地域等について、合併重点支援地域の指定の拡大を要請。

###### ウ 都道府県の調整・勧告

- ・ 上記アに基づき、市町村合併特例法第16条第5項に基づく都道府県の調整又は地方自治法第252条の2第4項に基づく都道府県知事の合併協議会設置の勧告の積極的な運用を要請。

###### エ 都道府県による市町村合併に対する支援の充実

- ・ 都道府県による合併市町村への権限移譲や都道府県事業の重点実施等の市町村合併への支援措置を更に充実することを要請。

###### オ 市町村合併に関する積極的な情報提供・広報

- ・ 都道府県が、域内の市町村合併の状況等の市町村合併の最新状況について、広報誌等を通じて住民に対して積極的に情報提供・広報を行うことを要請。



#### 2 積極的な広報の展開等

##### 「市町村合併タウンミーティング」の開催

- ・ 市町村合併について国民の関心を更に高めるため、閣僚、知事、学識経験者等による、政府主催の「市町村合併タウンミーティング」を開催。

##### 民間団体との連携による市町村合併の推進

- ・ (社)日本青年会議所等の民間団体との協力による各種の連携事業の展開。

##### 市町村合併に関する積極的な情報提供・広報の展開

- ・ 市町村合併の最新情報について、積極的な情報提供・広報を展開。

### 3 市町村合併を推進するための法的対応

#### 市となるべき要件の特例の延長

- ・ 3万市特例を市町村合併特例法の期限まで1年間延長。

#### 現行の市町村合併特例法の経過措置

- ・ 当該市町村の合併について、平成17年3月31日までに関係市町村が議会の議決を経て合併申請を行ったものについては、市町村合併特例法の財政支援等を引き続き適用する旨の経過措置を講ずることとし、現行特例法の改正法案を次期国会に提出。

#### 市町村合併推進のための新たな法律の制定

- ・ 現行の市町村合併特例法の失効(平成17年3月)以降の新たな市町村合併推進のための法律について、地方制度調査会における議論を踏まえて検討を行い、速やかに法律案を次期通常国会に提出。

#### ア 市町村合併に関する構想(仮称)の策定

- ・ 新法においては、分権社会にふさわしい基礎的自治体を目指し、必要に応じて、都道府県が新しい合併パターン等を内容とする市町村合併に関する構想(仮称)を策定して、自主的な市町村合併を更に促進。

#### イ 都道府県によるあっせん、勧告等

- ・ 都道府県が市町村合併に関する構想に基づき、必要に応じて、合併に関する勧告や、合併に取り組む市町村間の様々な合意形成に関するあっせん等を行う規定を創設し、調整機能を強化。

#### ウ 地域自治組織(仮称)制度の創設

- ・ 合併により規模が拡大する基礎的自治体において住民自治を強化する観点から、合併前の旧市町村を単位として、基礎的自治体の事務のうち地域共同的な事務を処理するため、地域自治組織(仮称)を設けることができる制度を創設。(これにより、地域自治組織に旧市町村の名称を冠する

ことにより、合併前の名称を残すことも可能に)

- ・ 地域自治組織のタイプは、行政区的なタイプ(法人各を有しない)と、特別地方公共団体とするタイプ(法人格を有する)の2つとし、どちらかを選択できるものとする。

### 4 市町村合併の手續の迅速化

- ・ 市制施行協議等に約100日程度要していた国の手續に要する期間を30日以内に短縮(合併して市となる際の総務省への内協議の廃止等)するとともに、都道府県に対しても手續きの迅速化を要請。



## 特集3 片山総務大臣を迎えて「地方自治講演会」を開催！！

5月17日(土)に郡山市民文化センターで開催した地方自治講演会には、県内の首長、議会議員、県議会議員の方々を含む約750名の方にお集まりいただきました。

佐藤知事のあいさつの後、「地方分権と三位一体の改革」と題して片山虎之助総務大臣が、国から地方への税財源の移譲、市町村合併の必要性等について話され、次いで、総務省清水英雄政策統括官からは「地方におけるIT化」をテーマにご講演いただきました。参加した皆さんは熱心に耳を傾けていました。

また、講演会前に国から地方への税源移譲を求める県議会の意見書が、加藤貞夫県議会議長から片山総務大臣に提出されました。



熱弁する片山総務大臣

## 片山虎之助総務大臣講演要旨：「地方分権と三位一体の改革」

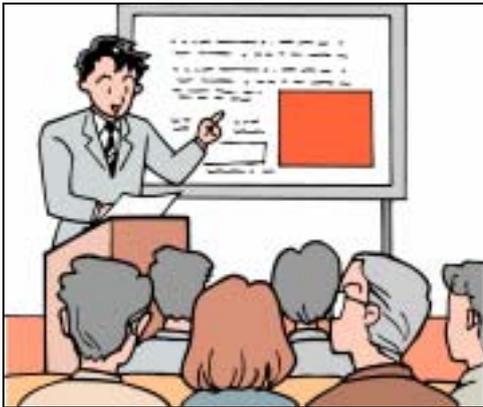
### 三位一体の改革について

『三位一体というのは、国から地方に税源を移譲する、その税源移譲にあわせて国の補助金負担金の整理合理化を図る、地方交付税を見直す、これを三つ一緒に改革するから三位一体の改革なのであって、三つ一緒になかったら三位にはならない。その基本的な考えは、三つ改革を一緒にやるのだけれども、単に整理合理化ではなく、地方を強くする、元気にする。国から地方への大きな流れをつくる仕組みという目的がある。』



### これからの地方自治について

『これからの地方自治は、三位一体の改革をしながら、国や県に依存するのではなく自立することを念頭に置かななくてはならない。今までは「均衡ある発展」でやってきたが、ここまで整備が進めばこれからは「個性ある発展」が必要である。最後に地域間の競争。努力し、よい知恵をだしていくところは発展し、その努力を怠るところはやや遅れてしまうのはやむを得ない。それが自己決定、自己責任でありこれから地域間の競争時代に入り、自立と個性と競争がこれからの地方自治のキーワードになるのではないかと考えている。』



### 市町村合併について

『特に市町村は一番国民に身近な、基礎的な自治体です。その基礎的な自治体で出来ることは全部やってもらう。住民福祉の増進のために、地域の活性のために、市町村が中心で仕事をしてもらうということが、これからの地方自治だと私は思っている。そのためには仕事ができるだけの行政能力と財政力をもたなければならない。今の市町村はトータルで見ればちょっと小さい。だから私は合併で大きくなってもらいたい、基盤を強くしてもらいたい。そして大きくなった市町村に権限を与える。あるいはそれに税財源を与える。そういうことが必要だと思っている。そこで市町村合併であるが、合併特例法の期限が平成17年3月末と、残り2年となった。それで、その後についてはどうなのか。私は合併は永遠だと思う。現在の財政措置中心の優遇措置は平成17年3月でやめさせてもらうが、その後は優遇はしないが、少なくとも障害は除去するといった法律が必要だと思う。』

『合併の手続きに時間がかかり過ぎている。中央との手続きの関係が100日かかっているが、30日以内に短縮したい。それでも合併特例法の期限まで残り2年と時間が足りないので、平成17年3月までに該当市町村で議会の議決を経て知事への申請をすれば、特例法の優遇措置の対象とする経過措置がとれる。このように法律改正をする必要があると思う。』

## 広域行政Q & A 「3万市特例が延長？」

### もっくん



めっくんの前任者。この春結婚し、幸せな毎日？を送っているらしい。現在は会津で活躍中。今回はめっくんの仕事を確認するために久々の登場！！



どうです、先輩。新しい仕事には慣れたっすか？



まあ、ようやくね。もっくん、今日は遠いところをご苦労様！そうだ、折角来たんだから、これから飲みにも行こうか？ご馳走するよ。



先輩、今度車検で支払いが大変だって言ってたのに余裕っすねえ？



それなら、冬のボーナス払いにするから平気だよ。それまでならまだまだ期間があるしね。



へえ～、支払いの半年間延長ってことっすね。延長って言えば、この間だされた「片山プラン」に、3万入市特例の延長というのが盛り込まれたっすよね？



そうなんだ。新婚なのによく勉強してるなあ。感心、感心。これまでは平成16年3月までに合併が行われる場合に限り、市となるべき要件を人口3万人以上にするというものだったよね。それを平成17年3月までの合併まで認めようということなんだ。



先輩こそ、よく勉強してるじゃないっすか！



仕事なんだから当たり前だろ？「片山プラン」では、3万市特例の延長のほかに、平成17年3月までに関係市町村が議会の議決を経て合併を知事に申請すれば、合併特例法の財政支援などを引き続き適用するという経過措置も盛り込まれているんだ。



ということは、平成17年3月までに知事に合併申請を行えば、3万市特例も適用されるってことになるんじゃないっすか？

それに、合併特例法の期限までに申請すればいいってことは、これまで今年の夏って言われていた法定合併協議会の設置は今年の12月ぐらいでもいいということじゃないっすか？



プランでは法案を次期国会に提出するって言うてるんだけどね。

### めっくん

4月から広域行政担当となる。仕事ではもっくんの後輩だが実は高校の先輩である。現在独身の会津っば。



合併して市になりたくても16年3月までは間に合わないからといって諦めていた市町村も、今度の延長で市になれるかもしれないってことで、合併に取り組むところが増えてくるんじゃないっすか？



そうだね。そういう意味では、まだ合併に取り組んでいなかった市町村の救済措置っていう感じだね。



それに、いろいろ合併について考えてるところは急いで結論を出さなくてもいいんじゃないっすかねえ。



それはどうかなあ。むしろ今は、現在のスケジュールは変えずに進めていくことを考えていくべきだと思うけど。その上で、その法案が通って時間的なゆとりができたときに、必要なら検討のスケジュールを伸ばしてより丁寧な検討を行えるようになるということじゃないかなあ。



そうっすね。自分の地元でも合併協議が始まったんすけど、市町村建設計画（合併市町村の建設に関する基本的な計画）の作成や事務事業の一元化っていうのが大変なんすよ。新しいまちをつくっていくということが、そんなに簡単じゃないっていうのがつくづく思い知らされるっすよ。



もっくんのところは法定の協議会ができてるんだから、延長のことなんか考えずにドンドン進めていくべきだと思うよ。まだまだ時間があるなんて考えてちゃダメだよ。時間はあっという間に過ぎちゃうんだから。



そういう先輩こそ、車検の支払いを先延ばしだなんて、これから冬までにお金のかかることがあるかも知れないっすよ。早めに払っておいたほうがいいっすよ。今日は割り勘でいきましょう。



悪いなあ。よっし、そうと決まったら前から行ってみたいと思ってた、ちょっと高めの店があるんだ。そこへ行ってみよう。



先輩、あんまり高いところはダメっすよ。結婚したらお小遣い少なくなっちゃって...(ToT)

## 地方税に関する特例（第10条）

市町村の合併後、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、逆に住民負担の均衡を欠く場合があります。そのように認められる場合には、合併が行われた年度及びこれに続く5ケ年度間に限り、課税しないことや不均一の課税をすることができます。

合併市町村が課税免除又は不均一の課税をすることができる要件としては

- (1) 合併関係市町村の相互間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合。
- (2) 市町村の合併により承継した財産若しくは負債の額について合併関係市町村相互間に著しい差異があるため、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合。

のいずれかに該当する場合に限られています。

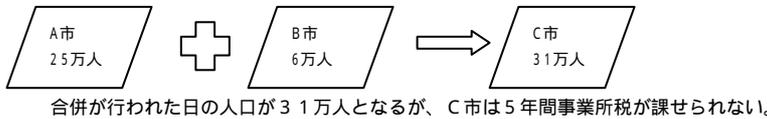
市町村が課税することのできる税目の種類

法定普通税	市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税
法定目的税	市計画税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税、国民健康保険税、入湯税、事業所税（ ）

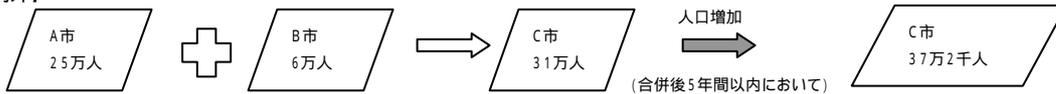
人口30万人以上の市町村は、政令で指定されると事業所税の課税団体になります。合併特例法では、合併関係市町村のいずれもが人口30万人未満である場合は、合併後の人口が30万人以上となっても、合併が行われた日から起算して5年を経過する日までの間は課税団体とする指定は行わないとしています。

ただし、合併後の人口が、30万人を合併関係市町村の人口のうち最も多いもので除した数値に、合併市町村の人口を乗じて得た人口以上となった場合はこの限りではなく、政令で指定されれば事業所税の課税団体となります。

【原則】



【例外】



例外的に、合併が行われた日において30万人以上の市となったC市の場合であっても、その後の人口増加があり政令で定めるところにより算定した人口以上となった場合には、以下の式により課税団体の指定を受けることになります。

30万人	/	25万人	×	31万人	=	37万2千人
基準となる人口		合併前にもっとも人口が多いA市の人口		合併後のC市の人口		政令で定めるところにより算定した人口

つまりC市においては、合併時の人口31万人が37万2千人となるまでは事業所税は課せられず、合併した日から5年間以内にそれ以上の人口となった場合には事業所税が課せられることになります。

## 広域行政に関する最近の動き（平成15年7月4日現在）

### 全国の動き

- 15.4.30 第27次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」をとりまとめる。
- 15.5.8 片山総務大臣が経済財政諮問会議に「市町村合併促進プラン」を提出。
- 15.7.2 3万市特例の延長を内容とする合併特例法改正案が参議院で可決。

### 県内の動き

- 15.1.16 相馬、原町、鹿島、小高、新地、飯館の6市町村が任意合併協議会を設立。
- 15.1.27 田島町、館岩村、伊南村、南郷村の臨時議会で法定合併協議会設置協議議案を審議した結果、田島町、館岩村が可決するも伊南村、南郷村が否決し、4町村による合併は白紙となる。

- 15.2.3 桑折町、伊達町、国見町、梁川町、保原町、靈山町、月館町、川俣町、飯野町の9町が伊達地方合併問題協議会を設立。
- 15.2.7 会津若松市と北会津村が会津若松市・北会津村合併検討協議会を設置。
- 15.2.18 会津若松市、河東町、湯川村の3市町村が合併調査会を設立。磐梯町、北会津村がオブザーバーとして参加。
- 15.3.3 会津高田町、会津本郷町、新鶴村の3町村が法定合併協議会を設置。
- 15.3.27 会津高田町、会津本郷町、新鶴村が合併重点指定地域に指定される。
- 15.3.31 大沼西部地方3町村合併検討協議会が解散。小野町が田村地方6町村任意合併協議会から離脱。

- 15.5.8 小高町、浪江町が任意合併協議会を設立。
- 15.5.17 郡山市民文化センターで地方自治講演会開催。
- 15.5.27 会津本郷町の住民グループ「会津本郷町の住民投票を実現させる会」が、合併の枠組みを問う住民投票条例の制定を直接請求。6月3日町議会が条例案を否決。
- 15.6.1 田村地方5町村合併協議会が設置される。
- 15.6.16 田村地方5町村が合併重点指定地域に指定される。
- 15.7.4 伊達地方合併問題協議会が任意合併協議会を設立。  
会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、昭和村が合併問題職員研究会を設置。

## 県内各地域における市町村合併についての検討組織の設置状況（15団体、63市町村）

地域	組織名	種別	構成市町村名	主な構成員	設置日
県北	伊達地方任意合併協議会	任意合併協議会	桑折町、伊達町、国見町、梁川町、保原町、靈山町、月館町、川俣町、飯野町	首長、議長、学識経験者	H15.7.4
	二本松・東北達地方任意合併協議会	任意合併協議会	二本松市、安達町、岩代町、東和町	首長、議長、副議長、議員代表、住民代表	H15.1.10
県中	田村地方広域行政研究会	その他	三春町、小野町、滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町	首長	H14.3.27
	田村地方5町村合併協議会	法定合併協議会	滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町	首長、議長、議員、学識経験者	H15.6.1
県南	西白河地方市町村合併研究会	その他	白河市、西郷村、表郷村、東村、泉崎村、中島村、矢吹町、大信村	首長	H12.9.1
	棚倉町・埴町・鮫川村合併協議会	法定合併協議会	棚倉町、埴町、鮫川村	首長、議長、副議長、住民代表、県職員	H14.7.15
会津	会津若松市・北会津村合併検討協議会	任意合併協議会	会津若松市、北会津村	首長、助役、議長、副議長、住民代表、県職員	H15.2.7
	会津若松市・河東町・湯川村合併調査会	その他	会津若松市、河東町、湯川村、(オブザーバー：磐梯町、北会津村)	第1段階：担当者 第2段階：担当課長 第3段階：助役	H15.2.18
	耶麻地方合併等調査研究会	その他	熱塩加納村、北塩原村、塩川町、山都町、西会津町、高郷村	首長	H14.2.18
	会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会	法定合併協議会	会津高田町、会津本郷町、新鶴村	首長、助役、議長、議員、学識経験者、県職員	H15.3.3
	河沼三町村合併等広域行政調査研究会	その他	会津坂下町、湯川村、柳津町	首長	H14.6.4
	両沼5町村合併問題職員研究会	その他	会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、昭和村	職員	H15.7.4
相双	双葉地方広域行政推進研究会	その他	広野町、榎葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村	町村職員、広域市町村圏組合職員、県職員	H10.3.24
	相馬地方任意合併協議会	任意合併協議会	原町市、相馬市、新地町、鹿島町、小高町、飯館村	首長、議会代表、住民代表	H15.1.16
	浪江町・小高町任意合併協議会	任意合併協議会	浪江町、小高町	首長、議長、学識経験者	H15.5.8

### 編・集・後・記

みなさん、この梅雨空の季節、いかがお過ごしでしょうか？この春から新社会人となられた方、異動された方、新しい環境には慣れましたか？私もこの春から広域行政担当となり、この度、初めて広報誌を手がけることとなりました。まだまだ勉強不足で、今回のニュースレターもみなさまが読みづらいのではないかと少々不安に感じています。

今後は、わかりやすく読みやすい広報誌づくりに励んでいきたいと思っておりますので、暖かく見守っていただければ幸いです。（目）

